

議案第四十一号

港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 港区長 清 家 愛

港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

港区職員の給与に関する条例（昭和二十六年港区条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の五第二項中「及び第十一条の三」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和四年港区条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

付則第九項中「及び第十一条の三」を削る。

(説明)

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員を住居手当の支給対象に加えるため、本案を提出いたします。